

惠泉女子大学学則

第1章 目的及び使命

(目的及び使命)

第1条 本学は福音主義キリスト教の信仰に基づいて、女子に高等の教育を授け、専門の学術を教授研究し、もって真理と平和を愛し、国際的視野に立って文化的な進展と社会の福祉に貢献する有為な女性を育成することを目的とする。

(自己点検・自己評価)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、大学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて教育研究活動の改善及び充実に努める。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施方法、実施体制及び結果の検証・活用・公表の方法等については、別に定める。

第1条の3 本学は、大学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況に関する情報の提供を行う。

2 前項の情報の提供を行うにあたっての項目の設定、実施方法等については、別に定める。

第1条の4 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施する。

2 前項の研修及び研究を行うにあたっての実施体制等については、別に定める。

(学部・学科の目的)

第1条の5 人文学部においては、幅広い教養と豊かな人間性を身に付けて、言語構造や言語教育などの言語文化の成立事情や実践的な言語運用能力の習得と人間が創りだした多様な文化の実相について総合的に理解するとともに、地域文化や歴史文化に関する専門的な知識を有した人材の養成を目指すことにより、地域社会・国際社会への貢献を果たすことを目的としている。

2 人文学部日本語日本文化学科においては、日本語学、日本文学、日本史学、社会学等を中心的な学問分野として、日本語に関する基本的知識と実践的能力の確実な習得とともに、日本文学や文芸創作に関する基礎的な知識の習得や日本文化に関する理解を深めることを目的としている。また日本の言語と文化に関する知識と能力を有したうえで、地域社会・国際社会の発展に貢献することができる人材の養成を目的としている。

3 人文学部英語コミュニケーション学科においては、英語コミュニケーション、言語芸術、英語教育を中心的な学問分野として、英語コミュニケーションに関する基本的知識と実践的能力の確実な習得とともに、英語教育に関する基礎的な知

識と技能の習得やイギリスやアメリカの文学、演劇などの言語芸術に関する理解を深めることを目的としている。また英語の知識と技能の習得とともに、イギリスとアメリカの社会や文化、文学に関する基礎的な知識を有したうえで、国際社会で幅広く活躍することができる人材の養成を目的としている。

- 4 人文学部文化学科では、現代社会を文化的な側面から捉えるとともに、人間が創り出した歴史や宗教、文学、思想、芸術などの観点から多様な文化を総合的に学ぶことを目的としている。また多様な文化に関する知識を有したうえで、諸種の文化活動や社会貢献活動を通して、地域社会や国際社会の文化振興に貢献することのできる人材の養成を目的としている。

第1条の6 人間社会学部においては、幅広い教養と豊かな人間性を身に付けて、現代社会で生起している現実の社会問題を的確に認識するための基礎的な知識と応用的な能力とともに、主体的に変化に対応し得る幅広い視野や総合的な判断力、実践的な問題分析能力や課題解決能力を兼ね備えた人材の養成を目指すことにより、平和及び地域社会・国際社会への貢献を果たすことを目的としている。

- 2 人間社会学部国際社会学科においては、社会学、経済学、政治学に加えて歴史学、人類学、地理学、宗教学を中心的な学問分野として、国際社会に関する基礎的な知識と能力の確実な習得とともに、関連する隣接諸分野の基本的な知識を習得することを通して、基幹分野を横断的かつ総合的に学ぶことを目的としている。また、人間と社会との関わりや国際社会の仕組みなど、国際社会を総合的な視点からとらえることのできる人材の養成を目的としている。
- 3 人間社会学部人間環境学科においては、心理学、環境学、園芸学を中心的な学問分野として、宗教学、福祉学、生態学を加えて人間を取り巻く環境に関する基礎的な知識と能力の確実な習得とともに、関連する隣接諸分野の基本的な知識を習得することにより、基幹分野を横断的かつ複合的に学ぶことを目的としている。また人間と環境との関わりや人間を取り巻く様々な環境における多様な問題や課題を科学的に考察し解決していくことができる人材の養成を目的としている。

第2章 学部、収容定員及び修業年限

(学部、学科及び収容定員)

第2条 本学に設置する学部、学科及びその収容定員は次のとおりとする。

人文学部 日本語日本文化学科

入学定員 70名

編入学定員 3年次 6名

収容定員 292名

英語コミュニケーション学科

入学定員 70名

編入学定員 3 年次 8 名
収容定員 296 名
文化学科
入学定員 65 名
編入学定員 3 年次 6 名
収容定員 272 名
人間社会学部 国際社会学科
入学定員 110 名
編入学定員 3 年次 10 名
収容定員 460 名
人間環境学科
入学定員 95 名
編入学定員 3 年次 10 名
収容定員 400 名

(大学院)

第 2 条の 2 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第 3 条 本学の標準修業年限は 4 年とする。

2 学生は 8 年を超えて在学することはできない。

(修業年限の通算)

第 3 条の 2 大学入学資格を有した後に、本学の学生以外の者として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して 2 年を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

第 3 章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第 4 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

第 5 条 学年を次の 2 学期に分け、それぞれの学期を 1 セメスターとする。

春学期 4 月 1 日から 9 月 20 日まで

秋学期 9 月 21 日から 翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 6 条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

- (2)国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3)恵泉文学園創立記念日 11月2日
- (4)夏季休業日 8月1日から9月10日まで
- (5)冬季休業日 12月25日から1月7日まで
- (6)春季休業日 3月20日から3月31日まで

2 必要がある場合においては、学長は、前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

(1年間の授業期間)

第7条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教授会が十分な理由があると認めた時には、教育上支障がない限り、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1)高等学校を卒業した者
- (2)通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3)外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5)文部科学大臣の指定した者
- (6)大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7)大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第10条 本学への入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金

その他の学納金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第13条 願いにより本学を退学した者が、再入学を希望するときは、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

2 前項の場合、退学前に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

3 再入学の場合に必要な手続は、別に定める。

(編入学及び転入学)

第14条 次の各号の一に該当する者で、本学への3年次編入学を志願する者があるときは、選考の上、第3年次に入学を許可する。

(1)大学を卒業した者

(2)短期大学を卒業した者及び大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者

(3)高等専門学校を卒業した者

(4)専修学校の専門課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

2 大学を退学した者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

3 前2項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については教授会の議を経て学長が決定する。

4 編入学、転入学の場合に必要な手續は別に定める。

(転部・転科)

第14条の2 他の学部・学科に転部・転科を願い出た者については、教授会の議を経て、これを許可することがある。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第16条 疾病その他やむを得ない事由により3ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第17条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は第3条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第18条 休学の期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第19条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1)第3条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2)第17条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3)授業料その他の学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4)長期間にわたり行方不明の者

2 除籍について必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第20条 授業科目を分けて、共通科目、専門科目とする。

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に対して日本語科目及び日本事情に関する科目を開設する。

3 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けたもの（以下、「帰国子女」という。）の教育について本学が必要と認める場合には、前項に規定する授業科目を開設する。

4 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

(授業科目の区分に関する履修上の特例)

第20条の2 学則第20条に規定する授業科目の区分により開設する授業科目について、本学が学生の専攻との関連において教育上有益と認めるときは、本人所属学科以外の学科の専門科目を履修することを認めることがある。

(単位)

第21条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1)講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2)演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
- (3)実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(履修科目の登録の上限)

第22条の2 卒業の要件として修得すべき単位数について、1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は20単位とする。ただし、編入学生は22単位とする。なお、前学期の成績が優秀な場合は、上限を超えて履修登録することを認めることがある。

(成績の評価)

第23条 成績の評価は、AA、A、B、C、Fをもって表し、AA、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。又、合格、不合格をもって表すこともできる。

(既修得単位の取扱い)

第24条 本学の第一年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。

2 前項の単位認定は、編入学、転入学等の場合を除き、合計60単位を超えない範囲で行う。

3 前2項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第25条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議により、学生が当該他の大学等の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定により他の大学等において修得した単位については、60単位を超えない範囲で本学において修得した単位とみなすことができる。

3 前2項の実施に関する必要な事項については、別に定める。

(外国の大学における授業科目の履修等)

第26条 本学において教育上有益と認めるときは、外国の大学へ留学し、授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項による留学期間は、原則として1年とし、2年を限度とする。また、留学期間のうち、第3条の修業年限に算入することのできる期間は1年とする。

3 前2項の規定により学生が留学をして得た学習の成果については、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

4 前3項の実施に関する必要な事項については、別に定める。

(他の大学等において修得した単位の本学における単位認定の限度)

第27条 前2条の規定により他の大学等又は外国の大学において修得した単位について、本学において修得したと認めることができる単位数は、すべてを合せて、60単位とする。

(外国人留学生等に関する履修方法の特例)

第28条 外国人留学生が第20条第2項に規定する授業科目の単位を修得したときは、これらの単位をもって共通科目の単位に代えることができる。

2 前項の規定は、帰国子女が第20条第3項に規定する授業科目の単位を修得したときに準用する。

3 前2項の規定の実施に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第29条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、次の各号により、合計124単位以上を修得しなければならない。

人文学部 日本語日本文化学科

- (1)共通科目 42単位以上
- (2)学部専門基礎科目 4単位以上
- (3)学科専門教育科目 50単位以上

人文学部 英語コミュニケーション学科

- (1)共通科目 42単位以上
- (2)学部専門基礎科目 4単位以上
- (3)学科専門教育科目 50単位以上

人文学部 文化学科

- (1)共通科目 42単位以上
- (2)学部専門基礎科目 4単位以上
- (3)学科専門教育科目 50単位以上

人間社会学部 國際社会学科

- (1)共通科目 42単位以上
- (2)学部専門基礎科目 4単位以上
- (3)学科専門教育科目 50単位以上

人間社会学部 人間環境学科

- (1)共通科目 42単位以上
- (2)学部専門基礎科目 4単位以上
- (3)学科専門教育科目 50単位以上

2 履修要件等について必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第30条 本学に4年以上在学し、この学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

(3年卒業の特例)

第30条の2 本学に3年以上在学し、卒業の要件として本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

(学位)

第31条 本学人文学部を卒業した者に対し、学士（人文学）の学位を授与し、本学人間社会学部を卒業した者に対し、学士（人間社会学）の学位を授与する。
(教育職員免許状)

第31条の2 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学学部の学科において取得できる免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学部	学 科	免 訸 状 の 種 類	免許教科
人文学部	日本語日本文化学科	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	国 語 国 語
	英語コミュニケーション学科	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	英 語 英 語

3 前2項に定めるもののほか教育職員免許状取得に必要な履修方法は、別に定める。

(博物館学芸員資格)

第31条の3 博物館学芸員の所要資格を取得しようとする者は、博物館法(昭和26年法律第285号)及び同法施行規則(昭和30年文部省令第24号)に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 学芸員に関する科目の履修に必要な事項は別に定める。

第7章 検定料、入学料、授業料その他の費用

第32条 本学の検定料、入学料、授業料等の金額は、別表第2のとおりとする。

(授業料の納入期)

第33条 授業料は、半額ずつ次の2期に分けて納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

前 期 4月10日まで

後 期 10月10日まで

(退学及び停学の場合の授業料)

第34条 学期の中途で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第35条 休学を許可され、又は命ぜられた者の授業料については、休学をした翌月から復学した月の前月までの授業料の一部又は全部を免除する。

第36条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の中途中で卒業する場合の授業料)

第37条 学年の中途で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

2 前項に規定する授業料の金額、納付に必要な手続等については、別に定める。
(実験実習費及びその他の費用の納付)

第38条 入学金、授業料のほか、実験実習費、施設充実費、教育充実費、施設維持費を納付するものとする。

2 前項に規定する納付金の金額、納付に必要な手續等については、別に定める。
(納付した授業料等)

第39条 納付した授業料等は、原則として返付しない。

第8章 職員組織

(職員組織)

第40条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

第9章 大学評議会及び教授会

(大学評議会及び教授会)

第41条 本学に大学評議会を置く。

2 各学部に教授会を置く。

3 評議会及び教授会に関する事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第42条 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修しようとする者(以下「科目等履修生」という。)があるときは、教授会において、相当の資格があると認めた者につき、当該授業科目の授業に支障がない限りにおいて、これを許可することがある。

2 科目等履修生には、学則を準用する。ただし、第32条は適用しない。

3 科目等履修生で第9条に規定する資格を有する者が、履修科目の試験に合格した場合は、願出により単位を与えることができる。

(研究生)

第42条の2 本学の学生以外の者で特定の専門事項について研究を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障がない限りにおいて、これを許可することがある。

(外国人留学生)

第43条 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは選考のうえ、外国人

留学生として入学を許可することがある。

第44条 科目等履修生、研究生及び外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 賞 罰

(表彰)

第45条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

第46条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1)性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2)正当な理由がなくて出席常でない者
- (3)本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 公開講座

(公開講座)

第47条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第13章 付属施設

(図書館)

第48条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(研究所)

第48条の2 本学に研究所を置く。

- (1)平和文化研究所
- (2)園芸文化研究所
- (3)キリスト教文化研究所

2 研究所に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 厚生施設

第49条 本学に学生寮を置くことができる。

2 学生寮に関する規則は、別に定める。

第15章 学則の改廃

第50条 この学則の改廃は、教授会、大学評議会の議を経たのち、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この学則は、文部省認可の日から公布し、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年度から昭和65年度において人文学部の総定員は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

昭和63年度	日本文化学科	70名
	英米文化学科	90名
	合 計	160名
昭和64年度	日本文化学科	140名
	英米文化学科	180名
	合 計	320名
昭和65年度	日本文化学科	210名
	英米文化学科	270名
	合 計	480名

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、この学則を実施する際の教職に関する専門科目については、現に第2年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、1992(平成4)年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は1992(平成4)年4月1日から施行する。
- 2 1991(平成3)年度以前に入学した学生は、なお従前の学則によるが、別表(1)授業科目のうちの*印のついた科目については、これを履修することができるものとする。科目の区分等については別に定める。
- 3 平成4年度から平成11年度において、入学定員は第2条の規定にかかわらず、

次のとおりとする。

学 科	入学定員
日本文化学科	9 0
英米文化学科	1 1 0
計	2 0 0

附 則

この学則は、1993（平成5）年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1994（平成6）年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1995（平成7）年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1996（平成8）年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、1997（平成9）年4月1日から施行する。
- 2 1996（平成8）年度以前に入学した学生は、なお、従前の学則によるが、別表(1)の授業科目のうちの一部については履修できるものとする。
該当科目、履修方法等については別に定める。

附 則

この学則は、1998（平成10）年4月1日から施行する。ただし、第2条の国際社会文化学科の3年次編入学定員に関する規定は、2000（平成12）年4月1日から施行する。

附 則

- 1 1998（平成10）年度から2002（平成14）年度において、収容定員は第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

日本文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
--	------	-------	------

1998	90名	20名	380名
1999	90名	20名	400名
2000	70名	20名	380名
2001	70名	20名	360名
2002	70名	20名	340名

英米文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
1998	210名	20名	560名
1999	210名	20名	680名
2000	120名	20名	690名
2001	120名	20名	700名
2002	120名	20名	610名

国際社会文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
1998	200名	-	200名
1999	200名	-	400名
2000	120名	20名	540名
2001	120名	20名	680名
2002	120名	20名	600名

附 則

この学則は1999(平成11)年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2000(平成12)年4月1日から施行する。
- 2 2000(平成12)年度から2007(平成19)年度において、入学定員及び収容定員は第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

日本文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2000	90名	20名	400名
2001	90名	20名	400名
2002	90名	20名	400名

2003	90名	20名	400名
2004	90名	20名	400名
2005	70名	20名	380名
2006	70名	20名	360名
2007	70名	20名	360名

英米文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2000	191名	20名	761名
2001	191名	20名	842名
2002	181名	20名	813名
2003	171名	20名	774名
2004	160名	20名	743名
2005	120名	20名	672名
2006	120名	20名	611名
2007	120名	20名	560名

国際社会文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2000	200名	20名	620名
2001	181名	20名	821名
2002	172名	20名	793名
2003	163名	20名	756名
2004	155名	20名	711名
2005	120名	20名	650名
2006	120名	20名	598名
2007	120名	20名	555名

附 則

- この学則は2001(平成13)年4月1日から施行する。
- 2001(平成13)年度から2003(平成15)年度において、人間環境学科の編入学定員及び収容定員は第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

人間環境学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2001	75名	-	75名
2002	75名	-	150名

2003	75名	20名	245名
------	-----	-----	------

- 3 2001(平13)年度から2006(平18)年度において、英米文化学科と国際社会文化学科の入学定員及び収容定員は第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

英米文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2001	147名	20名	798名
2002	138名	20名	726名
2003	129名	20名	645名
2004	120名	20名	574名
2005	120名	20名	547名
2006	120名	20名	529名

国際社会文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2001	150名	20名	790名
2002	140名	20名	730名
2003	130名	20名	660名
2004	120名	20名	580名
2005	120名	20名	550名
2006	120名	20名	530名

附 則

- この学則は2002(平成14)年4月1日から施行する。
- 2002(平成14)年度から2004(平成18)年度において、英米文化学科と国際社会文化学科の入学定員及び収容定員は第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

英米文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2002	120名	20名	708名
2003	120名	20名	618名
2004	120名	20名	547名

国際社会文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2002	120名	20名	710名
2003	120名	20名	630名
2004	120名	20名	550名

附 則

この学則は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2003（平成15）年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2004（平成16）年4月1日から施行する。
- 2 2004（平成16）年度から2007（平成19）年度において、日本文化学科、英米文化学科、国際社会文化学科の編入学定員及び収容定員は第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

日本文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2004	90名	10名	390名
2005	90名	10名	380名
2006	90名	10名	380名
2007	90名	10名	380名

英米文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2004	120名	10名	537名
2005	120名	10名	500名
2006	120名	10名	500名
2007	120名	10名	500名

国際社会文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2004	120名	10名	540名
2005	120名	10名	500名
2006	120名	10名	500名
2007	120名	10名	500名

附 則

- 1 この学則は、2005(平成17)年4月1日から施行する。
- 2 2004(平成16)年度以前に入学した学生は、なお、従前の学則によるが、別表(1)の授業科目のうちの一部については履修できるものとする。
該当科目、履修方法等については別に定める。
- 3 2005(平成17)年4月から人文学部日本文化学科・英米文化学科・国際社会文化学科・人間環境学科の学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止するものとする。ただし、編入学定員は2005(平成17)年4月から各学科10名とし、2007(平成19)年4月から全学科募集を停止する。
- 4 2005(平成17)年度から2008(平成20)年度において、人文学部日本語日本文化学科・英語コミュニケーション学科・文化学科、人間社会学部国際社会学科・人間環境学科の編入学定員及び収容定員は第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

日本語日本文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2005	70名		70名
2006	70名		140名
2007	70名	6名	216名
2008	70名	6名	292名

英語コミュニケーション学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2005	70名		70名
2006	70名		140名
2007	70名	8名	218名
2008	70名	8名	296名

文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2005	65名		65名
2006	65名		130名
2007	65名	6名	201名
2008	65名	6名	272名

人間社会学部

国際社会学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2005	110名		110名
2006	110名		220名
2007	110名	10名	340名
2008	110名	10名	460名

人間環境学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2005	95名		95名
2006	95名		190名
2007	95名	10名	295名
2008	95名	10名	400名

附 則

この学則は、2007(平成19)年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2009（平成21）年4月1日から施行する。